（注17）　売上高、出荷額、費用、付加価値、生産量、出荷量、販売量のいずれか一つを選択すること。ただし、電力会社が設置したメーターによる区分計測が可能な場合、区分計測とここに記載すること。
（注18）　売上高、出荷額、費用、付加価値の単位は千円とする。
（注19）　小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。端数処理によって構成割合の合計値が100％とならない場合があるが、その際は端数処理後の申請事業と非申請事業の割合の合計が記載されていれば可。
（注20）　電気の使用量を証明する書類を別途提出すること。

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日